

自転車の製品事故

事故の概要

【事例】走行中、ハンドルが動かなくなり、転倒、重傷を負った。

事故の原因

ハンドル錠（前錠）と後輪用サークル錠（後輪錠）の組合せによって、前後錠前が連動する盗難防止機能を備えた自転車であり、施錠・開錠は前錠の「赤色」「青色」で表示するものである。

前錠の表示部（ケース外殻）に肉薄部を設け、過度の荷重が加わったときには同部が割れ、使用者に故障を知らせるものであったが、前錠が故障した際、使用者がハンドル操作及び錠の動作に異常があることを認識していたにも関わらず使用を続けたため、事故に至ったものと考えられる。



事故防止のために

転倒や接触による衝撃で自転車の部品が破損してしまふことがあります。部品が破損していたり、普段と違う音（きしみなどの異音）が発生したりしているときは、異常なく走行できたとしてもそのままにせず、直ちに自転車技士又は自転車安全整備士のいる店舗に相談し、必要に応じて点検を受けてください。